広島市告示(安佐南区)第94号 令和7年10月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年10月17日から同月31日まで広島市安佐南区役 所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

## 広島市長 松井 一實

道路の 種 類	路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安佐南 4 区 8 7 0 号線	安佐南区伴西五丁目 1352番27地先から 安佐南区伴西五丁目 1352番13地先まで	令和7年10月17日